

古河市令和3年度古河ブランド支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による影響を受ける受証者の事業継続及び販売拡大を支援するとともに、認証品に係るロゴデザイン等の改良による地域の活性化及び古河市のイメージ向上のため、当該改良に要した経費に対して予算の範囲内で令和3年度古河ブランド支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、古河市補助金等交付規則（平成17年規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受証者 古河ブランド認証要綱（平成23年告示第133号）第7条第1項に規定する受証者をいう。
- (2) 認証品 古河ブランド認証要綱第2条第3号に規定する認証品をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、法人又は個人事業主であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 第6条の規定による申請時において、受証者であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 継続して古河ブランド認証要綱第12条に規定する認証の更新をする意思があること。
- (4) 個人事業主又は法人並びにその代表者及び役員が、古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第1号から第4号までのいずれにも該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象として適当でないと市長が認めるときは、補助対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（消費税及び地方消費税の額を除く。以下「補助対象経費」という。）は、第7条第1項の規定による交付の決定の日から令和4年2月28日までの間に事業所等に納品され、及びその対

価の支払を完了したものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 認証品に係るロゴデザインの改良に関する委託費
- (2) 認証品に係る容器、包装、リーフレット等のデザインの改良に関する委託費
- (3) 前2号による改良後の容器、包装、リーフレット等に関する製作費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費又は50万円のいずれか少ない額とする。

ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1 補助対象者につき1回限りとする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、令和3年11月1日から同年12月20日までに、令和3年度古河ブランド支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 令和3年度古河ブランド支援事業計画及び収支予算書(様式第2号)
- (2) 現在の認証品の写真
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、令和3年度古河ブランド支援事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たり、必要な条件を付することができるものとする。

(変更の承認等)

第8条 前条第1項の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、市長が認める軽微な変更を除き、同項の規定による交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更するとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに令和

3年度古河ブランド支援事業補助金変更等申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 変更の場合にあつては、令和3年度古河ブランド支援事業変更計画及び収支変更予算書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、令和3年度古河ブランド支援事業補助金変更等承認・不承認決定通知書（様式第3号）により補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、補助事業の完了した日（前条第2項の規定による中止又は廃止の承認を受けたときは当該承認日）から30日を経過する日又は令和4年3月11日のいずれか早い日までに、令和3年度古河ブランド支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 成果品（2組）
 - (2) 決算書
 - (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、令和3年度古河ブランド支援事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助決定者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた補助決定者は、速やかに令和3年度古河ブランド支援事業補助金請求書（様式第6号）により市長に請求しなければならない。

（取消し）

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項に規定する補助対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 古河ブランド認証要綱第13条第1項の規定により補助事業に係る認証品の認証が取り消されたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(5) この告示に違反したとき。

(返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(古河ブランド認証マークの貼付)

第13条 補助決定者は、補助金に係る認証品については、古河ブランド認証要綱第9条に規定する古河ブランド認証マークを貼り付け、販売しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(文書の保管)

第14条 補助決定者は、補助金に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、令和4年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年11月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条から第14条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。